

江別市

商工業活性化事業補助金



市内の経済活性化を図るために中小企業や商店街などが行う事業に対して補助する制度です。地域経済の活性化を目的としたイベントの実施、新たな市場の開拓や販路拡大のための見本市への出展、商店街の空き店舗をリノベーションして実施する新事業展開など、補助対象事業にはさまざまなものがあります。

お困りのことがございましたら、まずはお気軽にお問合せください。

補助対象事業

事業内容

1 イベント事業	不特定多数の者を対象とし、にぎわいの創出や地域経済の活性化を目的としたイベント事業。（入場無料で主に市内で活動する複数の中小企業者や団体等が参加するものに限る）
2 地域資源による製品等開発事業	地域資源を活用して、地域の特色を生かした製品等の開発を行う事業。
3 見本市等出展事業	新たな市場の開拓と販路の拡大のため、展示会、物産展、見本市等へ出展する事業（市内及び近郊市町村で開催されるものを除く。）
4 商店街等顧客サービス向上事業	スタンプカード、優待カード、多言語対応表記、エコバッグ作成、宅配サービス、出張販売その他商店街等の顧客サービス向上につながる新たな仕組みを作るための事業。
5 共同情報発信事業	出版物又はテレビ、ラジオ、インターネット等の情報メディアを利用して企業間交流や商店街の情報を共同で発信する事業。
6 研修・研究活動事業	地域経済の活性化を目的とした研究会活動、計画策定、研修等を行う事業及び会社の経営向上や従業員の能力向上を図る研修を受講する事業。

補助対象経費

事業実施に必要な直接経費

補助限度額

40万円

※見本市等出展事業の限度額は20万円です

補助率

補助対象経費の5/10

OR

申請者に企画から実施に関わる5名以上の学生*が含まれる場合
補助対象経費の7/10



*市内に在住又は通学する、大学や専修学校の学生をいう。

●下記事業については、補助対象経費及び補助限度額がそれぞれ異なります。

補助対象事業名	事業内容	補助率	補助限度額
空き店舗等 リノベーション支援事業	商店街の空き店舗等をリノベーションし、地域経済の活性化を目的とした新事業展開（既存店舗等の移転を除く。）を支援する事業。 （ただし、1年以上継続して使用するものに限る。）	3/10	100万円
商店街来客利便 施設整備事業	商店街を訪れる住民の利便向上のために次に掲げる施設等のいずれかを整備する事業 (1) ロードヒーティング、融雪槽等 (2) 共用の除雪機等 (3) その他利便向上を目的とした施設等	3/10	400万円
商店街景観向上 施設整備事業	商店街の景観を向上するために、次に掲げる施設のいずれかを整備する事業 (1) れんが、タイル等により商店街の歩道等を舗装するもの (2) 照明灯、街路灯 (3) モニュメント、案内板 (4) 統一的な店名板 (5) その他景観向上を目的とした施設	3/10	400万円
商店街建築協定推進事業	商工業活性化に役立てる建築協定におけるれんが、れんがタイル等を活用する旨の規定に基づき建築するもの	5/10	200万円

注意事項

同一補助事業団体が類似する事業を継続して実施する場合、計3年が限度となります。



申請から補助金交付までの流れ



裏面記載の「お問い合わせ先」へ窓口または電話で相談下さい。

・市（商工労働課）へ申請書一式を提出
 ・補助決定後、交付指令書を発行します。
 ・補助交付決定前に着手した事業は対象となりません。

なお、必要と認められる場合は、事業完了前に補助金の概算交付を受けることができます。
 その場合、実績報告において確定した補助金額が概算交付した補助金額に満たない場合はその差額を精算していただきます。

・事業終了後、市（商工労働課）に実績報告書一式をご提出いただきます。
 ・市（商工労働課）から補助金額確定の連絡・通知をいたします。

補助金請求書を作成し提出します。

Webからの申請が可能になりました



補助金の詳細はインターネット上でも確認できます

江別市商工業活性化事業補助金HP
<https://center-i.jp/shoko/>



スマートフォンから
 QRコードから



交付申請用フォーム

<https://center-i.jp/shoko/shinsei/>



実績報告用フォーム

<https://center-i.jp/shoko/hokoku/>



Q 継続して行うイベントについて、補助は毎年受けられますか。

A 同一の申請者が類似するイベントの補助申請を行う場合は、原則3年が限度となります。ただし、令和5年度以前に補助金の交付を受けたことがある申請者については、令和9年3月31日までは経過措置として別途定める補助限度額が適用されますので、詳しくはお問い合わせください。

Q 同一年度にいくつかの補助金を受けることは可能ですか。

A 可能です。ただし、同一年度内において、同一の申請者に補助金を複数回交付する場合の当該補助金の合計額は、2ページ記載の事業毎に定められた補助限度額以内とします。

Q 補助事業実施にあたり、収入を得ることは認められますか。

A 協賛金や寄付金などの収入は事業計画に含めることが可能です。したがって、一定の範囲内の収入なら自己負担額を軽減することができます。ただし、当該収入が所定の計算に基づいて得た額を超える場合は、その額を補助金額から減額します。また、申請者が補助事業において直接物販を行う場合は補助事業の対象外となり、補助金をご利用いただけません。

Q どのような経費が補助対象となりますか。

A 対象事業により補助対象となる経費が異なります。詳しくはお問い合わせください。

Q 他の補助金と併用はできますか。

A 同一事業において、当補助金と趣旨を同じくする他の補助金を併用することはできません。

イベント実施に係る留意事項

- ◆ イベント実施にあたっては、参加者の安全に十分配慮してください。また、万が一に備えイベント保険への加入を推奨しております。
- ◆ 事業実施にあたり、写真やイラストなどを使用する場合は、著作権の侵害に当たることのないようご注意ください。
- ◆ 事業実施時に撮影した他人が写っている写真をSNS等で投稿する場合は、肖像権の侵害に当たることのないようご注意ください。

お問い合わせ先

江別市経済部商工労働課

〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所第2別館2階

Tel 011-381-1023 Fax 011-381-1072

E-mail shoko@city.ebetsu.lg.jp

NPO法人えべつ協働ねっとわーく

〒069-0824 江別市東野幌本町6番地43 市民交流施設「ぷらっと」内
(江別市民活動センター・あい)

Tel 011-374-1460 Fax 011-374-1461

E-mail info@center-i.jp

HPはこちら

